

令和5・6年度

足寄町競争入札参加資格審査申請（造林等）の手引き

－ 造林・林産物 －

令和4年12月

足寄町

目 次

はじめに	1
第1 資格審査申請に当たっての留意事項	2
1 受付期間	2
2 郵送先	2
3 資格の有効期間	2
4 審査基準日	2
5 資格要件	2
6 資格審査の結果	3
7 資格の消滅	3
第2 提出書類について	4
第3 記載要領及び書類説明	5
1 競争入札参加資格審査申請書（造林等）【様式1】	5
2 競争入札参加資格審査申請書（造林等）付票【様式2】	5
3 委任状【様式3】	6
4 営業経歴書【様式4】	6
5 技術者名簿【様式5】	6
6 誓約書【様式6】	6
7 法定保険加入状況一覧【様式7】	7
8 道内営業所一覧【様式8】	7
9 登記事項証明書	7
10 身分証明書	7
11 営業証明書	7
12 損益計算書及び貸借対照表の写し	7
13 確定申告書の写し	7
14 納税（完納）証明書	7
15 林業種苗法の清算事業者の登録書の写し	8
16 森林認証の資格証明書の写し	8
第4 申請内容の変更について	8

はじめに

この申請手続きは、令和5年度及び令和6年度に足寄町が実施する造林事業及び林産物売払いに係る競争入札に参加を希望する方の資格の有無をあらかじめ審査するものです。審査の結果、資格があると認められると、令和5年度及び令和6年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請書を記入の際は、この手引きをよくお読みになり、誤りや記載漏れが無いことをご確認のうえ提出してください。

なお、資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありません。

この手引き及び申請書は、造林等の資格審査を申請するためのものです。

申請書	契約の種類	資格の種類
造林等	造林事業に係る契約	造林事業
	林産物売払いに係る契約	林産物売払い

造林等以外の資格審査を申請する場合は、別に申請が必要です。

第1 資格審査申請に当たっての留意事項

1 受付期間

- 定期申請 令和5年2月1日から令和5年2月28日まで（郵送のみ 消印有効）
- 随時申請 令和5年4月1日から令和7年1月31日まで（郵送可）

※令和5年度及び令和6年度の競争入札参加資格審査申請については、新型コロナウイルス感染症対策のため、定期申請は基本的に郵送のみの受付とします。

2 郵送先

〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
足寄町役場 総務課契約財産室

電話 0156-25-2141（内線342） FAX 0156-25-2488

- ※注1 定期申請においては、受付期間を厳守してください。なお、締め切り間近は大変混み合いますので、ご協力をお願いします。定期申請の受付期間を過ぎた場合は、随時申請での受付となります。
- ※注2 受領書が必要な場合は各自で用意してください。郵送による申込みで受領書が必要な場合は、返信可能な額面の切手を貼った返信用封筒又は返信用ハガキを同封してください。
- ※注3 申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求めることがありますので、ご協力願います。

3 資格の有効期間

- 定期申請 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 随時申請 入札参加資格者名簿に登録された日から令和7年3月31日まで

4 審査基準日

- 定期申請 令和5年1月1日
- 随時申請 申請しようとする月の初日

5 資格要件

申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定（次に掲げる事項）に該当しない者であること。
 - ア 未成年者（ただし、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 足寄町町税
 - イ 消費税及び地方消費税
- (4) 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

- (5) 審査基準日の直前 1 年間にその事業に係る実績を有していること。
- (6) 個人にあつては、従業員（代表者を含む。）の数が 3 人以上であること。
ただし、町内に本店を有する場合は、この限りでない。

6 資格審査の結果

- (1) 資格審査の結果、資格を有すると認定した申請者は、「競争入札参加資格者名簿」へ登録されます。
- (2) 資格要件に関する疑義が生じた場合や資格要件を満たさない場合は、申請者にその旨連絡します。
- (3) 競争入札参加資格者名簿の登録番号は、受付時に交付する受付番号と同じ番号です。

7 資格の消滅

入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該資格は自動的に消滅するものとします。

- (1) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったことが判明したとき。
- (2) 資格者が、第 1 - 5 の資格要件（税金に係る資格要件及び従業員の数に係る資格要件を除く。）を満たさなくなったとき。

第2 提出書類について

申請にあたっては、次表に掲げる書類を番号順に並べて提出してください。なお、内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。

◎：必ず提出する書類 ○：該当する場合提出する書類

並順	提出書類	法人	個人	摘要
1	競争入札参加資格審査申請書（造林等）	◎	◎	【様式1】
2	競争入札参加資格審査申請書（造林等）付票	◎	◎	【様式2】
3	年間委任状	○	○	【様式3】 ※年間委任する場合
4	営業経歴書	◎	◎	【様式4】
5	技術者名簿	◎	◎	【様式5】
6	誓約書	◎	◎	【様式6】
7	法定保険加入状況一覧	◎	◎	【様式7】
8	道内営業所一覧	◎	◎	【様式8】 ※北海道内に支店等がない場合も必要
9	登記事項証明書（写し可）	◎	—	申請書提出日より3か月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書
10	身分証明書（写し可）	—	◎	申請書提出日より3か月以内に市区町村長から発行された代表者のもの
11	営業証明書（写し可）	—	◎	申請書提出日より3か月以内に市区町村長から発行されたもの
12	損益計算書及び貸借対照表の写し	◎	—	直近の1事業年度分
13	確定申告書の写し	—	◎	直近の1事業年度分
14	納税（完納）証明書（写し可）	◎	◎	申請書提出日の3か月以内に発行されたもの ①足寄町町税（足寄町で課税されている者のみ） ②消費税及び地方消費税
15	林業種苗法の生産事業者の登録証の写し	○	○	登録を受けている場合
16	森林認証の資格証明書の写し	○	○	取得している場合
17	返信に必要な額面の切手を貼付してある封筒又はハガキ	○	○	郵送申請で受付受領書の返送が必要な場合

※お願い：書類はホチキス留めをしないで、クリップ等でまとめて提出してください。

（フォルダーやバインダーの類は必要ありません。）

第3 記載要領及び書類説明

※様式中、「※」マークの付いた欄は、足寄町で使用する欄です。何も記入しないで提出してください。

1 競争入札参加資格審査申請書（造林等）【様式1】

ア 年月日…申請書を作成した日を記入してください。

イ 所在地…法人は本店、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。

ウ 商号又は名称…法人は登記されている商号を、個人は使用している屋号等があれば記入してください。

エ 代表者職氏名…法人は代表者の役職名と氏名を、個人は戸籍上の氏名を記入し、実印を押印してください。

オ 電話番号…代表する電話番号を記入してください。

【同意欄】

足寄町に納税義務がある場合、足寄町が発注する競争入札又は見積合わせ等の相手方として選定する際に、足寄町が町税の納税状況を確認することに同意するかどうかを選択する欄です。**同意しない場合は、町税に未納がないことがわかる申請日から3か月以内の完納証明を提出してください。**また、登録期間中に滞納の疑義が生じた場合は、改めて最新の完納証明の提出を求める場合がありますので、ご協力願います。

なお、納税状況が確認できない場合は、登録を取り消す場合があります。

2 競争入札参加資格審査申請書（造林等）付票【様式2】

1 項 申請者

本店の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号及びFAX番号を記入してください。

2 項 受任者

「受任者」とは、登録期間中、本店の代表者等から足寄町と契約を締結する権限を委任された者をいいます。受任者がいる場合は、記入してください。また、別に委任状（様式3）の提出が必要です。

なお、受任者がいない場合は、空欄のままとし、委任状の提出は不要です。

3 項 連絡先

1 項の申請者、2 項の受任者のほかに、足寄町との業務連絡を担当する支店等がある場合は、記入してください。足寄町から通知する入札の案内や見積合わせ等の連絡先にさせていただきます。記入がない場合は、2 項 受任者 → 1 項 申請者 を順に連絡先とします。

4 項 会社概要

ア 法人設立登記…法人は法人設立登記年月日を、個人は開業した年月日を記入してください。

イ 営業年数…審査基準日現在の営業年数を記入してください。1 年未満は切り捨てです。

ウ 払込資本金…審査基準日現在の払込済みの資本金の額（千円単位）を記入してください。個人は不要です。

エ 消費税…消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、「課税業者」又は「免税業者」のいずれかを○で囲んでください。

オ 従業員数…審査基準日現在の全ての従業員（代表者を含む。）数を記入してください。

カ 直前決算日…直前の決算日を記入してください。

キ 林業種苗法の規定による生産事業者の登録…林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条の規定による生産事業者の登録状況について記入してください。登録を受けている場合は、登録証の写しを添付してください。

5項 印鑑

ア 「実印」欄に実印を押印してください。

イ 「使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等で使用する印（受任者を設定している場合には、受任者の印）を押印してください。使用印が複数ある場合は、使用する可能性のある印全てを押印してください。

6項 希望工種

審査を申請する資格（希望工種）の「申請欄」に○を付けてください。

また、営業経歴書【様式4】に、希望工種に係る審査基準日の直前1年間（又は直近の決算）の実績内容を記入してください。

審査基準日の直前1年間に実績が無い場合は、資格要件を満たさないため、審査申請をすることができません。

3 委任状【様式3】

- (1) 「付票」【様式2】2項のとおり、受任者がいる場合は必ず作成してください。
- (2) 必要事項が記載してあれば、本様式によらない委任状でも構いません。
- (3) 委任事項については、必要に応じて加除・修正して使用してください。

4 営業経歴書【様式4】

登録を希望する資格の種類（造林事業、林産物の売払い）ごとに、直近の会計年度1年間の実績を全て記入してください。

作業場所（買受場所）は、おおよその場所で構いません。（細かい地番までは必要ありません。）

所有者別の欄には、作業又は買受場所の所有者が、民間人（法人含む）の場合は「民有林」とし、国の場合は「国有林」、北海道の場合は「道有林」、町の場合は「町有林」等と記載してください。（所有者の氏名を記載する必要はありません。）

請負（買受）代金額は、千円未満の金額を四捨五入して記載してください。

なお、少額の実績は「その他」として一括して記入してください。

5 技術者名簿【様式5】

北海道内の支店等（本店を含む。）に勤務する技術者について、審査基準日現在で記入してください。

6 誓約書【様式6】

すべての申請者において作成し、提出してください。

申請書に記載した申請者の所在地等を記入し、誓約内容を確認のうえ実印を押してください。

7 法定保険加入状況一覧【様式7】

すべての申請者において作成し、提出してください。

8 道内営業所一覧【様式8】

すべての申請者において作成が必要です。北海道内の支店、営業所等（本店を含む。）について、記入してください。該当が無い場合も、無に○をして提出してください。

9 登記事項証明書（写し可）

申請者が法人の場合は、申請書提出日前3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」を提出してください。原本の写し（コピー）でも構いません。

10 身分証明書（写し可）

民法上の行為能力を特別に剥奪及び制限されていないかどうか（禁治産者や破産者等でないこと）を証明するために必要な書類です。申請者が個人の場合、代表者の分を提出してください。申請書提出日前3か月以内に市区町村（代表者の本籍地）長が発行したものを提出してください。

※ 運転免許証や保険証等での代用はできません。

11 営業証明書（写し可）

申請者が個人の場合、申請書提出日の3か月以内に市区町村長が発行したものを提出してください。

12 損益計算書及び貸借対照表の写し

申請者が法人の場合、審査基準日直近の1事業年度分ものを提出してください。

13 確定申告書の写し

申請者が個人の場合は、次の書類を提出してください。

ア 青色申告書を提出した方・・・確定申告書、資産負債調及び損益計算書

イ その他の方・・・確定申告書、営業収支の状況が明示されている決算書等の写し

14 納税（完納）証明書（写し可）

(1) 足寄町町税

足寄町に対して納税義務がある場合で、申請書（様式1）の同意欄に同意していない申請者は、申請書提出日の3か月以内の足寄町が発行する町税に全ての滞納がないことの証明書を提出してください。

それ以外の場合（同意欄で同意している者も含む）は提出不要です。

～足寄町の完納証明について～

①完納証明書の請求窓口

・住民課税務室（役場庁舎1階）

②手数料 300円

③本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

④完納証明についての問い合わせ先 住民課税務室 電話0156-25-2141（内線237）

(2) 消費税及び地方消費税

すべての申請者において、未納税額のないことを証明する書類の提出が必要です。

所管する税務署が発行した納税証明書「その3」（「その3の2」又は「その3の3」でも可）（写し可）を提出してください。

15 林業種苗法の生産事業者の登録証の写し

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条の規定による生産事業者の登録を受けている場合は、当該登録証の写しを提出してください。

16 森林認証の資格証明書の写し

FSC（森林管理協議会）及びSGEC（（一社）緑の循環認証会議）等の認証機関において、森林認証を取得している場合は、その資格取得を証明する書類の写しを添付してください。

第4 申請内容の変更について

資格の有効期間内に、次のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格審査申請書変更届（造林等）【様式9】にその事実を証する書類を添付して、届け出てください。（**郵送可**）

- (1) 商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 組織に変更があったとき。（協同組合にあっては構成員に変更があったとき。）
- (3) 代表者に変更があったとき。
- (4) 所在地に変更があったとき。
- (5) 電話番号に変更があったとき。
- (6) 使用印鑑に変更があったとき。
- (7) 営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
- (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- (9) その他、申請内容に変更があったとき。

足寄町役場 総務課契約財産室 契約担当

〒089-3797

北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

☎ 0156-25-2141 (内線342)

FAX 0156-25-2488 (代表)

公式HP <http://www.town.ashoro.hokkaido.jp>

電子メール keiyaku@town.ashoro.hokkaido.jp